日常生活自立支援事業

すまいる

※「すまいる」は事業の愛称です。

高齢者や障害者の方々が、安心して、笑顔（スマイル）で、
自立した地域生活を送るために必要な支援を行います。

こんなことで困っていませんか？

福祉サービスの利用のしかたが
わからない

通帳やはんこ、
大切な書類を
よくなくしてしまう

公共料金や医療費の支払い、
銀行などでの払戻しが
うまくできない

役所から届く書類を
どうしたらいいのかわからない

千葉県後見支援センター
（社会福祉法人　千葉県社会福祉協議会）

『すまいる』の日常生活自立支援事業って？

※「日常生活自立支援事業」は国庫補助金の名称です。
社会福祉法第2条には「福祉サービス利用援助事業」として規定されています。

Q どんな人が利用できるの？

A

- ☑ 高齢者、知的障害者、精神障害者などで、福祉サービスや日常生活に必要なサービスを利用するための情報収集、判断を自分ひとりですることが不安な方
- ☑ 預貯金の出し入れや公共料金の支払いなど、お金の管理に困っている方

など

※この事業を利用する意思があり、必要な契約内容について理解できる方が対象となります。
※認知症の診断の有無、障害者手帳の有無は問いません。
※千葉県居住の方が対象となります。住民票の有無は問いません。
※15歳以上の方が対象となります。
※在宅生活者に限らず、福祉施設入所者及び入院患者も対象となります。
※成年後見制度の利用者も対象となる場合があります。

Q どんなサービスがあるの？

A 「福祉サービス利用援助」を基本とし、必要に応じて「財産管理サービス」「財産保全サービス」を組み合わせて支援します。

1 福祉サービス利用援助 基本サービス

福祉サービスって何があるんだろう？

→ **福祉サービスを安心してご利用できるようにお手伝いします。**

例えば、

- 福祉サービスについての情報提供を受けられます。
- 福祉サービスを利用したり、やめるために必要なことを一緒に考えながら手続きをします。
- 福祉サービスを利用して嫌なことがあったら、苦情解決制度を利用する手続きをお手伝いします。
- 日常生活に必要な事務手続きをお手伝いします。
- 役所から届いた手紙を説明したり、必要に応じて手続きを代行します。

定期的な訪問により、生活変化の察知（見守り）も併せて行います。

できないこと

買い物、掃除、保証人、入院や入所の代理契約など

2 財産管理サービス オプションサービス

お金の管理が心配

→ **生活に必要なお金の出し入れをお手伝いします。**

例えば、

- 医療費、税金、公共料金等を支払うお手伝いをします。
- あなたの通帳から生活に必要なお金を定期的に払い出してお渡しします。また、預け入れすることもできます。
- 財産管理サービスで使用する通帳は、社会福祉協議会へ預けることもできます。

できないこと

資産運用、確定申告、債務整理など ※必要に応じて専門家へつなぎます。

3 財産保全サービス オプションサービス

通帳や年金証書をどこに置いたか忘れてしまう

→ **大切な書類や印鑑などをお預かりします。**

お預かりできるもの

- 年金証書、預貯金通帳、不動産権利証書、不動産登記識別情報通知書、契約書類
- 実印、銀行印
- その他社会福祉協議会が適当と認めた書類

※金融機関の貸金庫に保管します。

お預かりできないもの

宝石、骨董品、貴金属類、有価証券、現金など

あなたのまちの 市町村社会福祉協議会（愛称：すまいる）がお手伝いします。

【日常生活自立支援事業の 利用から終了までの流れ】

1 相談

お近くの市町村社会福祉協議会（社協）に、困っていることがあれば気軽に相談してください。

2 訪問

社会福祉協議会の専門員がご自宅、施設、入院先などを訪問します。困っていることなどをお聞きし、契約能力や利用意思を確認します。

3 契約締結審査会

県社会福祉協議会が設置する「契約締結審査会」では、法律、医療、福祉の分野の専門家が利用者の契約にあたっての判断能力の有無、支援内容が適しているかどうかの審査を行います。

4 支援計画作成・契約

ご本人の希望を確認しながら、専門員が支援計画を作ります。その計画でよろしければ市町村社会福祉協議会と契約を結びます。

5 支援の開始

担当の生活支援員（または専門員）が支援計画に基づいて定期的に訪問し、福祉サービス利用援助や、預貯金の出し入れ、支払代行をします。また、大切な書類などをお預かりします。

6 評価

契約して一定期間後、契約継続の意思確認と判断能力についての評価を行います。また、実施しているサービスが利用者の状況に適したものであるか定期的に評価も行います。

無 料（むりょう）

有 料（ゆうりょう）

専門員

ご本人の生活状況を確認して契約までの調整を行い支援計画を作ります。また、関係機関との調整や生活支援員への指導も行います。

生活支援員

一定の研修を受けた社協の職員です。利用者宅を定期的に訪問し、支援を行います。

市原市成年後見支援センター

利用料

・相談から契約までは無料です。契約後、サービスを開始してからは、利用するごとに利用料がかかります（生活保護世帯は無料 です）。

利用料は1か月の訪問回数で請求いたします。

・生活支援員（または専門員）による支援

訪問1回につき	1,500円

・年会費	年間 6,000 円（月額 500 円）
・財産保全サービス	年間 3,600 円（月額 300 円）

安心してご利用いただくために

運営適正化委員会

この事業への苦情は事業担当者か、千葉県後見支援センター、または外部の有識者で構成される「千葉県運営適正化委員会」へご相談ください。

運営適正化委員会では、苦情解決に向けた必要な助言・調査等を行います。

043-246-0294

※契約の終了について

- 利用者からの解約申出により契約を終了することができます。
  なお、その後の生活に困らないよう終了後の生活について検討をします。
- 利用者が契約能力を失った場合など、社会福祉協議会から解約することがあります。その場合は、成年後見制度へつなぐなどの配慮をします。
- 利用者が死亡した場合は契約終了になります。
- 解約にあたっては、契約締結審査会で審査や報告をします。

活用しよう!

生活を支え、財産を守るための 成年後見制度

成年後見制度って、なに?

成年後見制度は、判断能力が不十分なために、財産侵害を受けたり、人間としての尊厳が損なわれたりすることがないように、法律面や生活面で支援する身近な仕組みです。将来の判断能力が衰えた時に備える**任意後見制度**と、判断能力が衰えてから利用する**法定後見制度**に分けられます。

判断能力が不十分になってから 法定後見制度

本人の判断能力が不十分な状態にある場合に、本人または配偶者、四親等内の親族や市町村長の申立てなどによって、家庭裁判所が適任と認める人を本人の支援者(成年後見人・保佐人・補助人)に選任する制度です。

また、支援者を監督する監督人が選任されることもあります。

本人の判断能力の程度に応じて3つの類型に分かれます	後見	保佐	補助
	ほとんど判断能力がない方	判断能力が著しく不十分な方	判断能力が不十分な方
成年後見人等(成年後見人・保佐人・補助人)の権限	**成年後見人** 成年後見人が同意又は取り消すことができる行為 ⇒原則としてすべての法律行為※1 ・成年後見人が代理することができる行為 ⇒原則としてすべての法律行為※2	**保佐人** ・保佐人が同意又は取り消すことができる行為 ⇒借金、相続の承認など、民法13条第1項記載の行為のほか、申立てにより裁判所が定める行為※1 ・保佐人が代理することができる行為 ⇒申立てにより裁判所が定める行為※2	**補助人** ・補助人が同意又は取り消すことができる行為 ⇒申立てにより裁判所が定める行為※1※3 ・補助人が代理することができる行為 ⇒申立てにより裁判所が定める行為※2

※1　成年後見人等が取り消すことができる行為には、日常生活に関する行為(日用品の購入など)は含まれません。
※2　ご本人の居住用不動産の処分については、家庭裁判所の許可が必要となります。
※3　民法13条第1項記載の行為(借金、相続の承認や放棄、訴訟行為、新築や増改築など)の一部に限ります。
※補助開始の審判、補助人に同意権・代理権を与える審判、保佐人に代理権を与える審判をする場合には、ご本人の同意が必要です。

どんな人が成年後見人等になるの?

親族

主に法律や福祉の専門職

主に福祉関係の法人

市民後見人

など

判断能力が不十分になる前に 任意後見制度

本人の判断能力があるうちに将来の判断能力の低下に備え、任意後見人となる人(親族や専門職など)を自分で決め、支援してもらう内容について契約し、公証役場で公正証書を作成しておきます。

実際に本人の判断能力が不十分になったときは、家庭裁判所が任意後見監督人を選任し、その監督のもとで任意後見人が支援を行う制度です。

任意後見人へ委任できること

「財産管理に関する法律行為」
- ●本人の預貯金の管理・払戻し
- ●不動産等の重要な財産の処分　など

「身上保護に関する事務」
- ●介護サービスの契約締結
- ●福祉関係施設への入所契約締結　など

当事者間の合意によって、法律の趣旨に反しない限り、自由に委任する事務の内容を決めることができます。

※任意後見契約で定めた範囲内で代理することはできますが、本人が締結した契約を取り消すことはできません。

申立て手続きの流れ

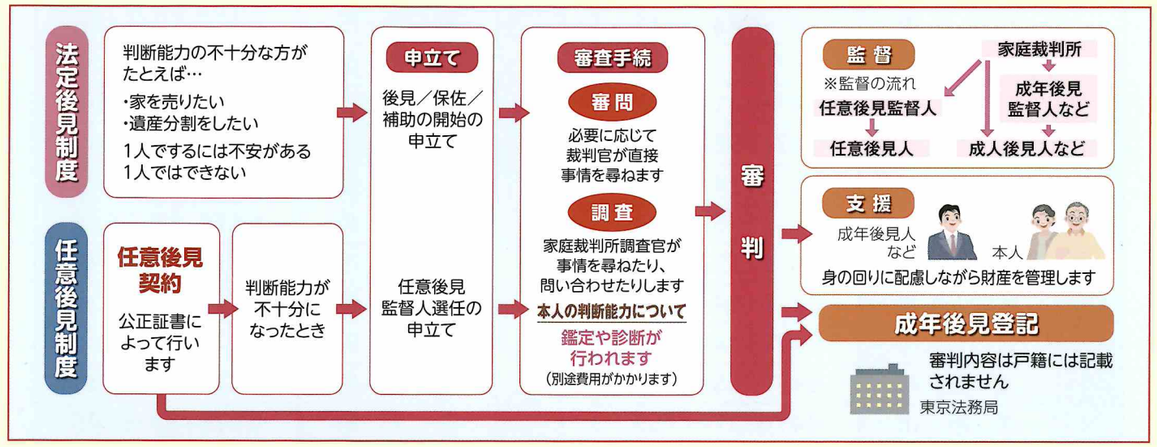

成年後見制度に関する問い合わせ先

■ まずは各市町村の相談担当窓口、中核機関、地域包括支援センター、市町村社会福祉協議会へお問い合わせください。

■ 申立等、手続きや必要書類については家庭裁判所へ

	管轄区域	
千葉家庭裁判所	千葉市全区・習志野市・市原市・八千代市	043(333)5321
〃　市川出張所	市川市・船橋市・浦安市	047(336)3003
〃　佐倉支部	佐倉市・成田市・四街道市・八街市・印西市・白井市・富里市・印旛郡	043(484)1243
〃　一宮支部	茂原市・勝浦市・いすみ市・長生郡・夷隅郡	0475(42)3531
〃　松戸支部	松戸市・野田市・柏市・流山市・我孫子市・鎌ケ谷市	047(313)0153
〃　木更津支部	木更津市・君津市・富津市・袖ケ浦市	0438(22)3774
〃　館山市部	館山市・鴨川市・南房総市・鋸南町	0470(22)2273
〃　八日市場支部	銚子市・旭市(旧干潟町を除く)・匝瑳市・東金市・山武市・大網白里市・多古町・山武郡	0479(72)1305
〃　佐原支部	旭市(旧干潟町のみ)・香取市・神崎町・東庄町	0478(52)3040

■ 成年後見人等を専門職に依頼することを検討している場合や、手続支援の相談は各専門職団体の相談窓口へ

千葉県弁護士会(高齢者・障がい者支援センター)	043(227)8431 (代表)
公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート千葉県支部	043(301)7831 (代表)
一般社団法人千葉県社会福祉協議会　権利擁護センター「ぱあとなあ千葉」	043(238)2866 (代表)
一般社団法人コスモス成年後見サポートセンター	043(221)4192
千葉県税理士会　成年後見支援センター	043(242)6323
一般社団法人社労士成年後見センター千葉	043(307)5830

■ 任意後見契約について

千葉公証役場　043(224)1408

■ 成年後見登記について

東京法務局民事行政部後見登録課　03(5213)1360

お住まいの市町村社会福祉協議会（愛称:すまいる）が担当します

	市町村社協	電話
千葉	千葉市	043-209-6000
	習志野市	047-452-4161
	市原市	0436-26-6200
	八千代市	047-483-3021
東葛飾	市川市	047-711-1421
	船橋市	047-431-7560
	松戸市	047-368-0349
	野田市	04-7124-3939
	柏市	04-7165-1144
	流山市	04-7159-4735
	我孫子市	04-7184-1539
	鎌ケ谷市	047-444-2231
	浦安市	047-355-5315
印旛	成田市	0476-27-7755
	佐倉市	043-484-0698
	四街道市	043-422-2945
	八街市	043-443-0748
	印西市	0476-42-0294
	白井市	047-492-5713
	富里市	0476-92-2451
	酒々井町	043-496-6635
	栄町	0476-95-1100
香取	香取市	0478-54-4410
	神崎町	0478-72-4031
	多古町	0479-76-5940
	東庄町	0478-86-4714

	市町村社協	電話
海匝	銚子市	0479-24-8189
	旭市	0479-57-5577
	匝瑳市	0479-67-5200
山武	東金市	0475-52-5198
	山武市	0475-82-7111
	大網白里市	0475-72-1995
	九十九里町	0475-70-3163
	芝山町	0479-78-0850
	横芝光町	0479-80-3611
長生	茂原市	0475-23-4333
	一宮町	0475-42-3424
	睦沢町	0475-44-2514
	長生村	0475-32-3391
	白子町	0475-33-5746
	長柄町	0475-30-7200
	長南町	0475-46-3391
夷隅	勝浦市	0470-73-6101
	いすみ市	0470-87-8857
	大多喜町	0470-82-4969
	御宿町	0470-68-6725
安房	館山市	0470-24-0294
	鴨川市	04-7093-5000
	南房総市	0470-29-3729
	鋸南町	0470-50-1174
君津	木更津市	0438-22-6226
	君津市	0439-55-0454
	富津市	0439-87-9611
	袖ケ浦市	0438-63-3877

【担当者連絡先】

市原市成年後見支援センター

（社会福祉法人　市原市社会福祉協議会）

〒290-0075　市原市南国分寺台4-1-4

TEL　0436-26-6200

千葉県後見支援センター

（社会福祉法人　千葉県社会福祉協議会）

〒260-8508　千葉市中央区千葉港4-5　千葉県社会福祉センター5F

TEL 043-204-6012　FAX 043-204-6013

E-mail smile@chibakenshakyo.com

［受付日時］月～金曜日（祝日・年末年始を除く）午前9時～午後5時

最新情報は二次元コードから

千葉県後見支援センターホームページ二次元コード ▶

（令和7年7月現在）